

日本学生支援機構奨学金継続願の配付について

(対象学生：箱崎地区の学部2、3年生、大学院生)

- ・日本学生支援機構奨学金を貸与中の者は、年1回継続の手続きが必要です。

継続手続きを行わない場合、「廃止」となります

- ・「継続願」は学生支援課箱崎分室(事務局第二庁舎2階)窓口で配付します。
(箱崎地区以外の学生は、各所属の奨学金担当窓口を確認してください)
(**理学部・理学府・数理学府・システム生命科学府**学生は、原則、伊都地区の奨学金係(センター1号館2階)で配布します。箱崎地区で受け取りを希望する場合、奨学金係(092-802-5932)まで連絡してください)

・書類配付期間 **平成28年12月13日(火)～平成28年12月22日(木)**
(8時30分～17時00分 ※ 土日は除く。)

- ・「継続願」は、インターネット(スカラネットパーソナル)からの提出となります。
(提出方法の詳細は、配付する書類に記載しています。)

平成28年12月12日 学生支援課